

外国人住民の方に
「住民票コード」の通知をします

平成25年7月8日から、外国人住民の方も住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）日本全国の住民基本台帳をネットワーク化したもの（住所などの情報）が登録され、「住民票コード」が付番されます。「住民票コード」とは、住基ネットにおいて全国共通の、本人確認を行うために必要な11桁の番号です。

これにより、一部の行政機関で住民票の写しの提出が省略できたり、お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けられるなど、行政上の手続きが便利になります。

「住民票コード」は7月8日以降に、郵便でご本人に通知しますので、ご確認ください。届いた住民票コード通知書は、大切に保管してください。

住民票コードの提示要求は、行政機関が法律で定められた事務を行う場合に限りされており、民間での利用は禁止されています。他人

に教えたり、必要がないのに住民票コードが入った住民票の写しを提出することがないようご注意ください。

また、申請を行えば、住民基本台帳カードの交付も受けることができるようになります。（交付には、交付手数料が必要です。）

住民基本台帳カードは、電子証明書を入れることができるほか、転入届の特例が適用されたり、写真付きのものは公的な本人確認書類としても使用できます。

○お問い合わせ

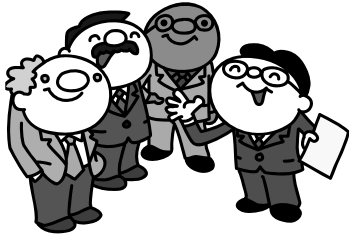
本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）



子犬の譲渡会



開催日 7月31日（水）
場所 中村小動物管理センター
（四万十市古津賀）

受付時間など

◆子犬を譲りたい方

午前9時30分～10時

◎必ず事前に、幡多保健所へ連絡し、当日は印鑑を持ってきてください。

◆子犬を飼いたい方

午前10時～10時10分

◎当日は、必ず印鑑と子犬を入れる箱を持ってきてください。

◆譲渡犬の決定

午前10時10分～10時20分

※希望者が多数の場合は抽選となります。

◆子犬の飼養前講習会

午前10時20分～11時

◆子犬の譲り渡し

午前11時～

※譲渡できる子犬がない場合は、中止にすることがあります。

○お問い合わせ

幡多保健所

☎ 34-5119（直通）

犬の登録などの手続きについて

狂犬病予防法により

義務づけられている項目

◆登録

生後91日以上の犬は市町村への登録が義務づけられています。

◆死亡

登録市町村への届出が必要です。

◆転入・転出

転入先の市町村への届出が必要です。

犬の死亡・転入、転出手続きが完了しないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせのお手紙などを送付することになりますので、必ず届け出るようにしてください。

また、転居の際にも連絡をお願いします。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113（直通）